北九州市循環型社会形成推進基本計画(見直し案)の概要

1 これまでの取組みと成果

[1ページ]

本市では、「循環型」を基本理念とした「北九州市一般廃棄物処理基本計画」を平成13年に策定し、その後、平成16年に事業系ごみ対策を、平成18年度に家庭ごみ収集制度の見直しを行った。平成23年8月には、従来の「循環型」に「低炭素・自然共生」の取組みを加え、先駆的な廃棄物行政のあり方を示した、現在の「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を策定し、計画に基づく取組みを実施している。

その結果、市民や事業者の協力のもと、市民一人1日当たりの家庭ごみ量は、平成15年度比で30%削減し、リサイクル率は25%を上回っている。

2 廃棄物行政における今後の課題

[1ページ]

(1) 総合的・先導的な廃棄物対策の推進

○ 廃棄物の適正で効率的な処理を維持しつつ、市民環境力による3R活動などを 推進し、持続可能な循環型社会づくりを進めていく必要がある。

(2) 環境産業拠点都市機能の充実と資源の循環利用の促進

- 資源の枯渇や温暖化などへの対応が求められており、都市全体での省資源化や 省エネルギー化の推進など、多方面での取組みを進めていくことが必要である。
- 製造や廃棄の段階だけではなく、事業者や市民が使用する段階を含め、社会経済活動全体からの見直しもあわせて進めていく必要がある。

3 計画策定の趣旨等

[2ページ]

(1) 計画策定の趣旨

- 持続可能な社会の実現に向け、従来の「循環型社会」に向けた取組みに「低炭素社会」、「自然共生社会」に向けた取組みを加え、先駆的な廃棄物行政のあり方を示す。
- 経済社会状況の動向や廃棄物量の変化等に的確に対応した計画の運用を図るため、本計画の中間的な見直しを行う。

(2) 他の計画等との関係

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という)第6条で市町村に策定が義務付けられている「一般廃棄物処理計画」であり、また、北九州市環境基本条例に基づく「北九州市環境基本計画」の「部門別計画」である。

(3) 計画期間

平成23年度から平成32年度の10年間とする。

※本文中の下線部は、今回の中間見直しにおける変更箇所

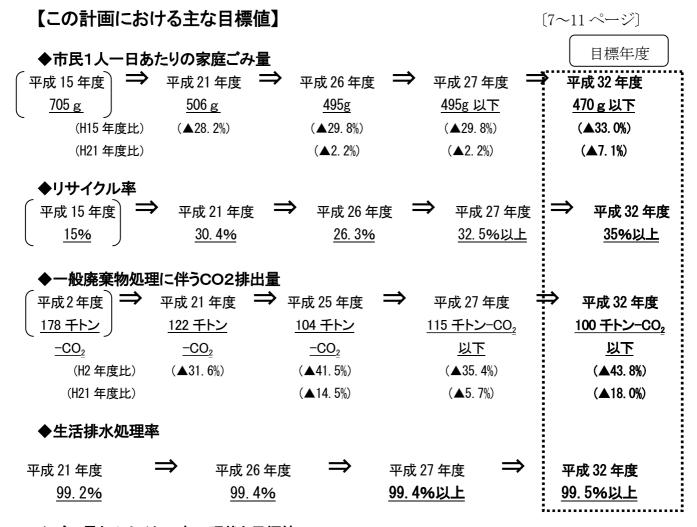
※本文中のページ番号は、計画本編の掲載ページ

(4) 計画の対象

廃棄物処理法に基づき本市が処理責任を有する「一般廃棄物」に加え、産業都市である本市の特性を踏まえて「産業廃棄物」を含めた廃棄物全体を対象とする。

(5) 計画の位置づけ

本市の廃棄物に関する取り組みの基本的方向を示す「行政計画」であり、「市民」「事業者」「NPO」と目標を共有しつつ実現を図っていくための「指針」である。

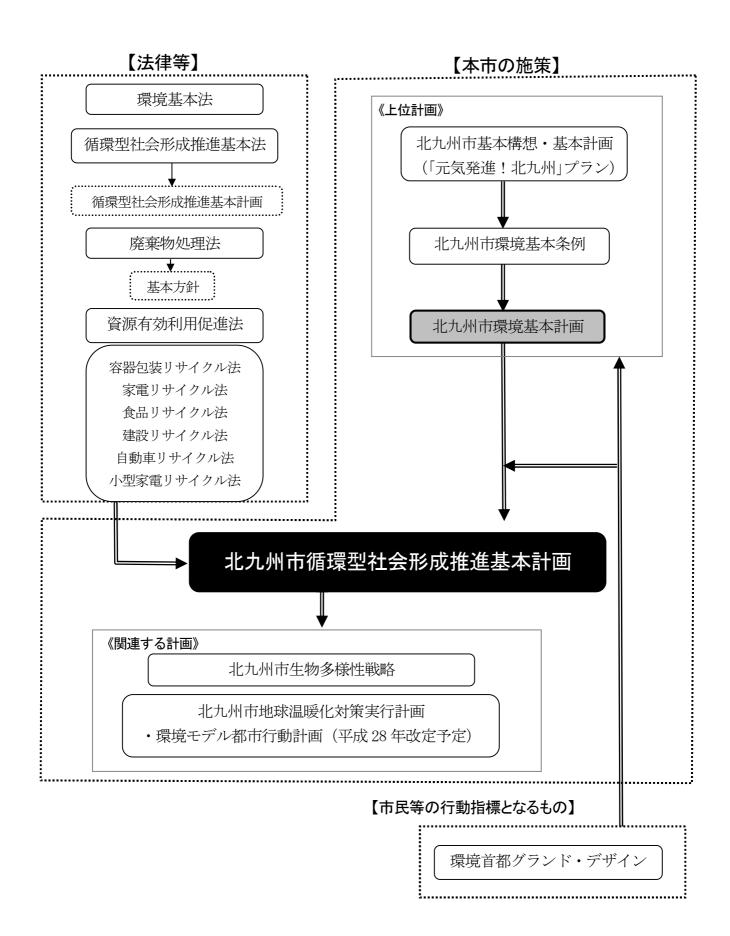


◆ごみ量とリサイクル率の現状と目標値

(単位:トン)

	H21 年度	H26 年度	H32 年度
一般廃棄物(A)	497,067	500,622	476,294
資源化物(B)	147,165	128,180	162,328
家庭系	83,828	79,415	85,328
事業系	63,337	48,765	77,000
家庭ごみ・粗大ごみ	181,629	173,999	159,652
事業系ごみ	168,273	198,443	154,314
1人一日あたりの家庭ごみ量	506g	495g	470g
リサイクル率(B/A)*	30.4%	26.3%	35%

[※]市処理施設からの資源回収量を補正して算出



4 計画の構成

基本理念

市民・事業者・NPO・行政など地域社会を構成する各主体が主体的・協調的に

目標

《一般廃棄物》

◆ 市民1人一日あたりの家庭ごみ量

平成 21 年度:506g ⇒ (平成 27 年度:495g以下) ⇒ 平成 32 年度:470g以下

◆ リサイクル率

平成 21 年度:30.4% ⇒ (平成 27 年度:32.5%以上) ⇒ 平成 32 年度:35%以上

◆ 一般廃棄物処理に伴い発生するCO。排出量

平成 21 年度:122 千トン-CO2 ⇒ (平成 27 年度:115 千トン-CO2以下) ⇒ 平成 32 年度:100 千トン-CO2以下

《 産業廃棄物 》

◆ 本市の産業廃棄物の適正な処理の推進と最終処分量の削減

計画の視点

- ① 循環資源の性質に応じた規模の循環圏の形成に向け、ものづくりのまちとしての地域特性を活かした 「最適な『地域循環圏』の構築」
- ② 循環型の取組みをさらに推進し、低炭素、自然共生の取組みを加えた

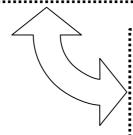
「低炭素社会、自然共生社会への貢献」

③ 本市に蓄積するごみ処理・リサイクルの技術や人材等の基盤を活用した

「環境国際協力・ビジネスの推進」

取組みの方向性

- 1. 最適な『地域循環圏』の構築
- (1) 家庭ごみの減量化・資源化の推進 (4) ごみ処理の広域連携
- (2) 事業系ごみの減量化・資源化の推進 (5)産業廃棄物排出量の減量化・適正処理の推進
- (3) ごみ処理施設の今後のあり方
- (6)適正処理と安全・安心の確保

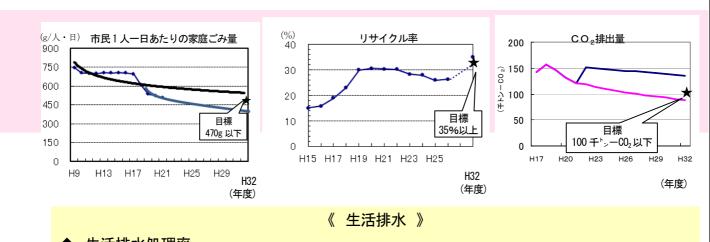


3. 環境国際協力・ビジネスの推進

- (1)環境産業の創出・育成・支援
- (2) 環境分野における技術開発の促進
- (3) 産業の環境化



3R・適正処理に取り組むことを通じ、"持続可能な都市のモデル"を目指します。



◆ 生活排水処理率

平成 21 年度:99.2% ⇒ (平成 27 年度:99.4%以上) ⇒ 平成 32 年度:99.5%以上

関係者に期待される役割

<市民>

- 〇ライフスタイルの見直しなどの推進
- ○環境学習、環境保全活動への参加・協力

<NPO等>

- ○「集団回収」等の積極的な取り組み
- 〇各主体の連携・協働のつなぎ手
- ○環境学習、ソーシャルビジネス等の実施

<事業者>

- ○事業者として社会的責任を果たす
- ○情報公開等を一層推進する

く行政>

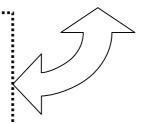
- ○コーディネータとして各主体の行動の促 推
- 〇地域特性に応じた取組みの実施

2. 低炭素社会、自然共生社会への貢献

- (1) 廃棄物処理における低炭素化・ 自然共生の推進
- (2) 環境教育、普及啓発の充実
- (3) ごみ処理事業の効率化と市民 サービスの向上
- (4) 不法投棄防止対策
- (5) 海岸漂着物等の処理
- (6) まち美化対策の強化
- (7) 生活排水の適正な処理



- (5) 事業活動における循環利用の推進
- (6) 環境に配慮した消費者(グリーンコンシューマー)の育成、 グリーン購入の推進



5 取組みの方向性

(1) 最適な「地域循環圏」の構築

循環の質に着目しながら、循環資源の性質に応じた規模の循環圏の形成に向け、 ものづくりのまちとしての地域特性を活かした「最適な『地域循環圏』の構築」 を進める。 [4ページ]

ア 家庭ごみの減量化・資源化の推進

<主な変更点>

- ◆食品リサイクル法の見直しを踏まえた、食品廃棄物の3R対策の強化を記載
- ◆新たに取り組んでいる、小型家電·古着リサイクル事業の推進を記載
- ◆環境審議会答申に基づく、ごみステーション対策を記載
- プラスチック製容器包装の分別を促進するため、効果的な周知等を行う。

[15ページ]

○ 生ごみの減量化・資源化を推進するため、発生抑制の観点から「使い切り」「食べ切り」「水切り」運動を推進する。

<u>また、食品リサイクル法に基づく基本方針を踏まえ、「食品ロス」削減による発</u>生抑制や堆肥化リサイクルの推進等に取り組み、食品廃棄物の削減を進める。

[16~17ページ]

○ 古紙のリサイクルを推進するため、市民が主体的に取り組んでいる「集団資源 回収」の支援や保管庫の貸与等を継続する。<u>特に、空き箱や包装紙などの雑がみ</u> のリサイクルについてさらに周知を進め、一層の回収促進を図る。

[18ページ]

○ 小型家電の分別・リサイクル事業の推進に向け、貴金属・レアメタルの効率的な回収による、高度なリサイクル体制の確立と拡大に努める。

[19・20ページ]

- 古着の分別・リサイクル事業を推進するため、地域が回収に取り組みやすくなる る仕組みづくりを検討するとともに、周辺都市と連携しながら地域循環システムを確立するための取組みを進める。また、この事業の中でリユースにも取り組む。 「19ページ」
- 環境審議会答申「ごみステーションのあり方について」に基づき、地域の要望 などに沿った柔軟なステーションの配置、地域の独自ルールへの支援、地域で解 決が難しい課題への指導やPRへの取組などを行う。

[21~22ページ]

イ 事業系ごみの減量化・資源化の推進

く主な変更点>

- ◆増加傾向にある事業系ごみ対策(チェック体制・ルールの周知啓発等)の強化を記載
- ◆環境審議会答申に基づく、ごみステーション対策を記載
- ◆食品リサイクル法の見直しを踏まえた、食品廃棄物の3R対策を記載
- ◆古紙・古着のリサイクル推進を記載
- ○事業系ごみが増加傾向にある中、減量・資源化の取組みを強化しながら、ごみ処理状況を注視し、必要に応じて、適正な処理手数料のあり方を検討する。その際は、排出者処理責任の観点、リサイクル事業者の創出・育成という観点に加え、社会経済状況も勘案しながら行う。

[22ページ]

- 環境審議会答申「ごみステーションのあり方について」に基づき、事業系ごみ のごみステーションへの不適正な持ち出しに対する指導を徹底し、強化する。 「22~23ページ」
- 廃木材の搬入の急増や、リサイクル可能な古紙が焼却されている状況を踏まえ、 市のごみ処理施設に搬入されるごみのチェック体制(いわゆる「展開チェック」 等)の強化により、搬入停止を徹底する。

[23ページ]

○ 事業系古紙の回収を促進するため、保管庫の貸与を進めるとともに、<u>雑がみや</u>機密古紙のリサイクル方法などを具体的に周知し、一層の資源化推進を図る。 また、学校給食の牛乳パックリサイクルの取組みをさらに広げる。

[23ページ]

○ 古着リサイクル事業を周知し、事業への参加を広く呼びかけることにより、事業所から排出される制服・作業着などのリサイクルへの誘導を図る。

[23ページ]

○ 食品リサイクル法の趣旨に基づき、食品廃棄物に関わる各主体が問題意識を共有しながら、削減の取組みを強化できるような対策を進める。

関連事業者やフードバンク等のNPOと連携しながら、食品ロス削減に向けた 啓発や「残しま宣言」運動の推進、リサイクルへの誘導を図る。

[23~25ページ]

○ 事業系ごみの実態を把握するため、自己搬入ごみの組成調査や<u>事業者へのアン</u> ケート等による調査を行い、減量・資源化に向けた方策を検討する。

[26~~~>]

○マニュアルの作成や説明会の実施等により、ごみ処理に関する情報の周知徹底を 図るとともに、事業者の意欲的な3Rの取組みについても情報を共有する仕組み づくりを検討する。

[26ページ]

ウ ごみ処理施設の今後のあり方

く主な変更点>

- ◆処理施設の使用年限の到来を踏まえた、各施設の今後の方向性を記載
- ◆大規模災害に対応する今後の施設整備の考え方を、より詳細に記載
- ごみ処理施設については、ストックマネジメント手法を導入し、財政負担を抑制しつつ処理能力等の維持・向上を図る。

[27ページ]

- 焼却工場については、安定的・効率的な処理を確保するため、当面は3工場体制を維持しつつ、今後も引き続き、最適な工場体制のあり方について検討を行う。 日明工場は更新の計画を進め、皇后崎・新門司工場は、使用年限の到来を見据え、今後の最適な工場体制の構築を目指す中で、将来の施設のあり方を検討する。
- 廃棄物処分場については、新たな「響灘東地区廃棄物処分場」の整備を進める。 〔28ページ〕
- 災害時でも自立して運転できる能力や、一時的なごみ保管能力を備え、大規模 災害時に大量に発生するごみに対応する施設のあり方を検討する。

[28ページ]

エ ごみ処理の広域連携

<主な変更点>

- ◆「連携中枢都市圏」という新たな広域行政の枠組を想定した、広域処理の推進を記載
- ◆広域処理を前提として、本市の処理施設の整備を進めることを記載
- 新たな都市間連携の枠組みとして検討を進めている「連携中枢都市圏構想」に 基づく取組みとなることを想定し、現在の広域処理を引き続き実施する。

[29~30ページ]

○ 新たに「連携中枢都市圏」を中心とした自治体から受入れ要請があった場合には、本市の基本的な考え方に基づいて検討する。

[30ページ]

○ ごみ処理施設については、広域的な受入れ処理を行うことを前提にして整備を 進める。

[30ページ]

○ エコタウン事業等の民間リサイクル施設での受入れについては、地域循環圏を 構築する観点から、積極的に推進する。

[30ページ]

○ 災害廃棄物処理計画を策定し、周辺市町村等と相互協力協定の締結を進める。

[30ページ] -

- ※この計画の中間見直しを諮問した環境審議会において、「焼却工場体制・広域処理 の今後のあり方」を審議した際に、一部の委員から
 - ○処理能力の100%に近い状態で焼却工場を稼動させている政令指定都市も一部にあることから、他都市の取組みをさらに分析した上で検討すべきである。
 - ○周辺自治体のごみを本市の施設で今以上に集約的に処理するのではなく、一定 の地域単位で分散的な広域処理をした方がよい。

といった旨の意見があった。

オ 産業廃棄物排出量の減量化・適正処理の推進

く主な変更点>

- ◆優れた処理業者・排出事業者の育成について、新たに記載
- 排出事業者に対し、産業廃棄物の3Rを啓発・指導し、排出事業者として主導 的役割を果たし、分別の徹底や適正な費用負担等についても併せて指導を行う。

[31ページ]

○ 産業廃棄物処理業者に対し、立入検査等により監視・指導を行う。また、不適 正処理に対し、文書指示や改善命令等の速やかな是正指導等を行う。

[32ページ]

○ <u>産業廃棄物の適正処理を推進するため、優れた排出事業者と処理業者を認定するとともに、排出事業者が優れた処理業者を選びやすくするための取組みを推進</u>する。

[32ページ]

カ 適正処理と安全・安心の確保

<主な変更点>

- ◆大規模災害の発生への対応や、ごみの適正処理と、安全・安心の確保に対する必要性が高まっていることに鑑み、本項目を新たに追加
- 法律上必要な許可を有しない不用品回収業者に対する指導を行い、適正な廃棄 物処理の確保に努める。

[33ページ]

○ 災害廃棄物処理計画の策定においては、工業都市である本市の特性を踏まえ、 有害性・危険性のある災害廃棄物について、あらかじめ所在等を把握し、適切な 処理方法を検討する。

[33ページ]

○ 「水銀に関する水俣条約」の発効に向け、水銀廃棄物の処理などに適切に対応する。PCB廃棄物については、「北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づく取組みを着実に推進する。

[33ページ]

(2) 低炭素社会、自然共生社会への貢献

「持続可能な都市のモデル」の実現には、循環型社会に向けた取組みと低炭素・自然共生社会に向けた取組みの統合が不可欠であり、「自然共生圏」の考え方を取り入れた地域循環圏の取組みを進めながら「低炭素社会、自然共生社会への貢献」を目指す。

ア 廃棄物処理における低炭素化・自然共生の推進

く主な変更点>

- ◆自立・分散型のエネルギー拠点づくりと連携した、焼却工場でのごみ発電の取組みを 記載
- ◆低炭素社会に向け、再生可能エネルギーの利用拡大等により、太陽光パネル等、今 後発生が想定される新たな部材について、適正かつ効率的な処理体制の構築を記載
- ◆バイオマス資源の利活用(バイオマス発電、生ごみの資源化、下水汚泥リサイクル等)について記載
- 廃棄物処理の低炭素化に向け、廃棄物の処理工程ごとに対策を進める。
 - ・収集運搬:ごみ減量に伴う機動的な回収ルートの見直し
 - ・中間処理:省エネ対策やエネルギー回収量増強。<u>地域のエネルギー施設などの</u>活用による、自立・分散型のエネルギー供給体制の構築と連携した 取組みを推進。
 - ・最終処分: 重機の燃費改善や、排水処理施設の省エネ など

[34ページ]

○ 太陽光パネルのリサイクルシステムの構築や、次世代自動車の増加に対応した 新たな部品・部材のリサイクルの研究に取り組む。

[34ページ]

○ 都市部と農村部の地域特性を活かし、生ごみをリサイクルした堆肥から作られた農作物を再びレストラン等で利用するような循環圏の構築を、民間事業者や周辺自治体と連携して進める。

[35ページ]

○ 森林・竹林の適正な管理により発生した間伐材などの地域の資源を、市内のバイオマス発電に活用することで、資源の地域循環、低炭素化、里地里山の保全に加え、地域経済の活性化の達成に向けた検討を進める。

[35ページ]

イ 環境教育、普及啓発の充実

<主な変更点>

- ◆持続可能な開発のための教育(ESD)について、現在進めている取組みに即してより具体的に記載
- ◆分別の成果を伝える、学校給食の牛乳パックリサイクルの推進を記載
- 市民がリサイクルの効果等を実感し、自発的な取組みを促すため、<u>3 Rの取組みが環境負荷を低減する効果、</u>リサイクルの流れや製品への利用例などをわかりやすく紹介する。 [36ページ]
- 北九州ESD協議会を中心に、産学官民が連携しながらESDを推進。協議会 と北九州まなびとステーション等との協働で取り組むことなどにより、就学前か ら大学、社会教育までの切れ目ない、ESDの推進の仕組みをつくる。

[36ページ]

- 環境ミュージアムとエコタウンセンターを拠点に<u>本市の恵まれた自然と市内の</u> <u>ごみ処理施設やリサイクル施設等を結びつけ、体験を通した</u>環境学習を推進する。 「37 ページ」
- 環境学習機会の増加や市民の環境意識の向上などを図るために実施している 「北九州市環境首都検定」を継続し、市民環境力の向上につなげる。

[37ページ]

○ <u>給食用牛乳パックを、市内の事業者がトイレットペーパーにリサイクルして学校に返す仕組みを広げ、家庭での分別促進にもつながるような取組みを進める。</u>

[37ページ]

ウ ごみ処理事業の効率化と市民サービスの向上

く主な変更点>

- ◆環境審議会答申「ごみステーションのあり方について」を踏まえ、ふれあい収集や地 域への支援の取組みを記載
- ごみ発生量や人口等に応じて処理体制を見直し、事業の効率化に努める。

[39ページ]

- ごみ処理経費を経営的視点で整理し、市民にわかりやすい形で毎年度公表する。 「39ページ」
- ごみステーションにごみを出すことが困難な高齢者などを対象に、自宅の玄関 先でごみを収集する「ふれあい収集」の取組みなど、核家族化・高齢化等の進展 に伴う社会的課題の変化に応じた、ごみ収集業務を進める。

[39ページ]

○ 地域の要望などに柔軟に応じたごみステーションの利便性の維持・向上や、防 鳥ネットの配布や集積容器の助成によるきめ細かな支援を図る。

[39ページ]

工 不法投棄防止対策

○ 不法投棄通報員制度、不法投棄防止監視カメラの設置、パトロールの実施などにより、引き続き不法投棄の未然防止・早期発見に努め、悪質な不法投棄に対しては、警察等と連携して厳正に対処する。

[40ページ]

オ 海岸漂着物等の処理

○ 海岸管理者と連携して、海岸のパトロールや漂着廃棄物の適正処理を行うとと もに、市民の安全確保を図るため、市民への注意喚起を行う。

[41ページ]

カ まち美化対策の強化

○ まち美化活動団体や事業者などとの連携を強め、活動支援により、地域の道路、 公園、河川、海浜の清掃など、市民の自主的なまち美化活動の輪を拡大する。

[42ページ]

キ 生活排水の適正な処理

く主な変更点>

- ◆大規模災害時のし尿処理を想定した、災害廃棄物処理計画の策定を記載
- 小型合併処理浄化槽設置整備事業を引き続き推進し、浄化槽の整備を図る。

[43ページ]

○ 大規模災害時に、避難所等からのし尿の発生や下水処理施設の被災等を想定し、 自治体間や関連事業者との連携を検討しながら、災害廃棄物処理計画を策定する。 〔43 ページ〕

(3) 環境国際協力・ビジネスの推進

ア 環境産業の創出・育成・支援

○ 技術開発支援や社会システムの整備を通じ、新たなリサイクル産業の創出等を 進め、リサイクル産業をはじめとした環境産業の競争力の強化を図る。

[44ページ]

イ 環境分野における技術開発の促進

○ 学術研究都市との連携やエコタウン実証研究エリアの活用、環境未来技術開発

助成事業による支援などにより、廃棄物処理・リサイクル技術、新エネルギーの 導入や省エネルギーの普及に向けた研究開発などを推進する。

[44ページ]

ウ 産業の環境化

○ 環境配慮製品・技術・サービスを「北九州エコプレミアム」として選定し、拡大・浸透を図り、「エコアクション 21」の取得支援により、環境経営を促進する。

[44ページ]

エ 環境国際協力・環境国際ビジネスの促進

<主な変更点>

- ◆アジア低炭素化センターを中核とした国際ビジネスの取組みを記載
- <u>アジア諸都市とのネットワークと本市の公害克服の経験・技術・ノウハウを活</u> 用し、アジアのグリーン成長と市内企業の活性化に貢献する。

[44~45ページ]

○JICAなどを通じ、専門家の派遣や研修員の受入れ拡大を図る。

[45ページ]

オ 事業活動における資源の循環利用の推進

- 下水汚泥の燃料化や処理水の再利用による循環利用などを一層進める。
- 堆肥など有機質資材の活用による土づくりなど、持続性の高い農業生産や地産 地を推進するなど、環境に配慮した農林水産業を支援する。
- 公共工事において、コンクリート殻等の発生抑制、再資源化を推進する。

[45~46ページ]

カ 環境に配慮した消費者(グリーンコンシューマー)の育成、グリーン購入の推進

○ 環境に配慮した製品・サービスの需要の拡大を図るため、環境ミュージアムや エコタウンセンターの常設展示コーナーなどで市民や事業者に広く紹介する。

[47ページ]

6 計画の推進

(1) 計画の周知

基本計画が、市民、事業者、NPO、行政の共通の目標・指針として浸透するよう、「市政だより」や環境情報誌「ていたんプレス」への掲載、パンフレットの作成・配布を行うとともに、出前講演などを通じて周知・啓発に努める。

[48ページ]

(2) 計画の進捗及び成果の点検・評価

個別事業が計画通りに進捗しているかだけでなく、どの程度成果が上がっているの かについても点検・評価を行い、施策の改善につなげる。

点検・評価は、市民や学識経験者等の意見を聴きながら行うとともに、その結果は 市民に分かりやすい形で公表する。

[48ページ]

(3) 計画の見直し

経済社会状況や廃棄物量の変化等に的確に対応した基本計画の運用を図るため、上 記の点検・評価の結果を踏まえ、適宜、基本計画の見直しを行う。

[48ページ]

(4) 個別施策の実行に向けたスケジュール

本基本計画に基づき取り組んでいく個別施策については、今後、具体的な検討を行っていく中で、実行に向けたスケジュールを策定する。

[48ページ]